

平成18年度児童虐待防止対策関係予算案の概要

(平成17年度予算額)	(平成18年度予算案)
10,575百万円	→ 11,801百万円
	(1,226百万円増)
【次世代育成支援対策交付金を除く】	

子どもの虐待に関する相談件数は増加の一途をたどり、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えるなど、虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題であることから、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子ども等の保護、自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要である。

このため、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法や平成16年12月末に策定された「子ども・子育て応援プラン」を踏まえ、虐待により子どもが命を落とすことがない社会（児童虐待死の撲滅）を目指して、児童虐待防止対策の充実強化に向けた各般にわたる取組を推進する。

(予算案の主な内容)

1. 発生予防対策の充実

(1) 育児支援家庭訪問事業の強化【次世代育成支援対策交付金（参考資料1）】

- 出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、育児・家事の援助や、技術指導等を行う育児支援家庭訪問事業について、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、取組の着実な推進を図るとともに、妊娠期からの継続的な支援を行うため、分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の充実（加算制度の創設）を図る。

(2) つどいの広場事業の推進【次世代育成支援対策交付金】

- 子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」について、市町村行動計画に基づく各自治体の取組の着実な推進を図る。

(3) 子育て短期支援事業の推進【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合に児童養護施設等における子どものショートステイ及びトワイライトステイの実施について、市町村行動計画に基づく各自治体の取組の着実な推進を図る。

(4) 児童ふれあい交流事業の推進

311百万円

- 文部科学省と連携して、本年度実施している取組状況の把握なども活用し、全市町村で中・高校生が乳幼児とふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した出会いふれあう場づくりを推進する。

2. 早期発見、早期対応体制の充実

(1) 児童相談所等の体制強化

- 「児童相談所実情調査結果」及び「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会の中間的な議論の整理」等を踏まえ、以下の取組を推進する。
 - ・ 児童虐待防止対策支援事業のカウンセリング強化事業に、親支援を強化するため、地域の医療機関等と協力し、児童相談所における治療計画の作成や、親子治療、家庭訪問治療等を行う家族療法事業を加えるなど、児童虐待防止対策支援事業の充実を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業（参考資料2）】

- ・ 一時保護所に保護されている子どもの行動観察や、心のケアを行う心理療法担当職員を全ての一時保護所に配置する。（91百万円）
- ・ 暫定定員を設定している児童養護施設及び乳児院において、暫定定員を超えて認可定員に達する範囲内で、一時保護を受託した場合に事務費の日割り支弁を行う。
- ・ 一時保護児童が入院した際に、一時保護所の職員が付き添いを行うために必要となる代替要員を確保するための経費を算入する。（8百万円）
- ・ 平成17年度から実施している一時保護委託における虐待を受けた子どもの受入加算の対象施設について、障害児関係施設まで拡大する。（22百万円）
- ・ 一時保護所費、一時保護委託費にかかる一般生活費について、乳児用単価を設定する。

(2) 児童家庭支援センターの設置推進【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 地域に密着した虐待、非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに100か所を目標に設置を推進する。

(3) 虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進

【次世代育成支援対策交付金】

- 関係機関等が虐待を受けている子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う虐待防止ネットワークについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに全市町村での設置を目標に、各市町村における取組の促進を図る。

3. 自立に向けた保護・支援・アフターケアの充実

(1) 施設の小規模化の推進

2, 373百万円

- 「子ども・子育て応援プラン」に基づき、児童養護施設等において、1施設あたり1か所程度で小規模ケアを実施できるよう、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を着実に進める。

- ・ 小規模グループケアの推進（1, 576百万円）

施設内において虐待などにより心に深い傷を持つ子どものうち、他の入所している子どもへの影響が懸念される等手厚いケアを要する子どもを対象に、小規模グループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置する。
（527か所→549か所）

- ・ 地域小規模児童養護施設の推進（797百万円）

虐待を受けた子ども等を家庭的な環境の中で養育し、入所している子どもの社会的自立を促進するため、地域小規模児童養護施設の設置を着実に推進する。

(2) 児童福祉施設における支援体制の強化

6, 637百万円

- 心理療法担当職員の配置の充実

1, 276百万円

- ・ 虐待を受けた子どもの心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に配置している心理療法担当職員（非常勤）の常勤化を図り、併せて、児童自立支援施設に心理療法担当職員（常勤）を配置する。

- 家族療法事業の児童養護施設等への対象拡大

191百万円

- ・ 情緒障害児短期治療施設において実施している家族療法事業（入所している子ども及びその家族全体に対して心理療法等を行う事業）について、児童養護施設等の心理療法担当職員の常勤化等に併せ、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設に対象を拡大する。

- ケア担当職員の質的・量的充実

4, 910百万円

- ・ 施設に入所している子どもの早期家庭復帰等を図るための家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び虐待を受けた子どもへの対応等を行う個別対応職員を配置する。

(3) 里親への委託の推進

- 専門里親の推進 192百万円
 - ・ 家庭での親密な援助関係を必要とする虐待を受けた子ども等に対し、家庭的な援助を提供する専門里親を推進する（170人→213人）。
- 里親委託推進事業の創設【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
 - ・ 児童相談所に「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設け、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する。

(4) 総合的な子どもの自立支援の推進

- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の推進 【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
 - ・ 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した子ども等の社会的な自立を促す援助を行う自立援助ホームについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までに60か所を目標に設置を推進する。
- 大学進学等自立生活支度費の創設 12百万円
 - ・ 児童養護施設、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設に措置されている子どもや里親に委託されている子どもであって、大学等に進学するため施設等を退所する子どもに支給する大学進学等自立生活支度費を創設する。
- 自立促進等事業の推進【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
 - ・ 児童養護施設等に入所している子どものケアに関する創意工夫や自立に向けた取組を反映した事業及び早期家庭復帰につながる事業等を実施する。
- 施設を退所した子ども等に対する就職・就学を促進するための生活福祉資金の貸付け
 - ・ 施設を退所した子ども等の自立に資するため、生活福祉資金制度を活用して、退所後の子どもがアパートを借りる際の当面の間の賃借料や就学に必要な資金等の貸付けを行う。

次世代育成支援対策交付金

【趣 旨】

次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援する。

1. 平成18年度予算案 33,956百万円 (17年度 34,568百万円)
2. 支援内容
平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」に掲げる重点事業を中心に、各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する事業の実施に必要な経費について、各市町村が行動計画に基づき策定する毎年度の事業計画全体を対象に、一定の算定基準に基づき交付するものである。
3. 事業対象
(1) 「子ども・子育て応援プラン」において具体的数値目標を定め、重点的に推進する事業【特定事業】
 - ・ つどいの広場事業
 - ・ 育児支援家庭訪問事業
 - ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 延長保育促進事業
 - ・ 乳幼児健康支援一時預かり事業(2) 市町村において地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組
 - ・ 虐待防止ネットワークの設置・運営
 - ・ 乳児健診未受診児など生後4ヶ月までに全乳児の状況の把握 など
4. 交付金の算定方法
 - ① 2(1)に掲げる事業については、各事業ごとに事業量や取組内容に応じポイント化
 - ② 2(2)で対象となる取組については、各市町村の児童人口規模と事業内容を考慮の上ポイント化
 - ③ 各市町村ごとに①と②の合計ポイントを算出し、それに交付金総額を掛けたものを、全市町村の総ポイントで除して、各市町村への配分(交付)額を算定
5. 交付の方法
個別事業ごとに交付する金額を決定するものではなく、事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して交付する。

児童虐待・DV対策等総合支援事業

【趣 旨】

平成17年度において、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を統合し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設したところであり、各自治体における要保護児童対策・DV対策等のより一層の推進を図る。

1. 平成18年度予算案 1,783百万円 (17年度 1,775百万円)

2. 事業対象

児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象となる事業は、地域の実情に応じて都道府県等が実施する以下の事業とする。

・ 児童虐待防止対策支援事業

(児童相談所カウンセリング強化事業、医療的機能強化事業、法的対応機能強化事業、一時保護機能強化事業、24時間・365日体制強化事業、児童福祉司任用資格取得のための研修 など)

・ 児童家庭支援センター運営事業

・ 里親支援事業

・ 児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

・ 自立促進等事業

・ ひきこもり等児童福祉対策事業

・ 婦人相談員活動強化事業

・ 売春・DV対策機能強化事業

なお、平成18年度においては、里親委託推進事業及びひきこもり等保護者交流事業を新たに追加。

3. 交付の方法

交付に当たっては、都道府県等の事業計画等に基づき、交付額を決定する。

4. 補助根拠 予算補助

5. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市

6. 補助率 1/2、1/3

区域担当児童福祉司及び児童心理司の配置状況等について

	人口(平成17年 10月1日現在:概 数) A	区域担当児童福 祉司の配置現員 (17.5.1現在:確 定値) B	区域担当児 童福祉司の 管轄人口 (A/B)	区域担当 児童福祉 司の配置 現員 (16.5.1 現在) C	対前年増 減人員 (B-C)	児童心理司 (17.5.1現在: 確定値) D	児童福祉司 と児童心理 司の比率 (児童心理 司を1人と した場合の 児童福祉司 の数) (B/D)
北海道	3,746,549	62	60,428	54	8	33	1.88
青森県	1,436,628	44	32,651	51	▲7	20	2.20
岩手県	1,385,037	22	62,956	13	9	12	1.83
宮城県	1,335,044	29	46,036	28	1	14	2.07
秋田県	1,145,471	17	67,381	15	2	10	1.70
山形県	1,216,116	18	67,562	16	2	12	1.50
福島県	2,091,223	31	67,459	26	5	14	2.21
茨城県	2,975,023	38	78,290	31	7	17	2.24
栃木県	2,016,452	35	57,613	25	10	20	1.75
群馬県	2,024,044	31	65,292	28	3	12	2.58
埼玉県	5,877,420	99	59,368	101	▲2	26	3.81
千葉県	5,131,806	65	78,951	59	6	38	1.71
東京都	12,570,904	150	83,806	142	8	47	3.19
神奈川県	3,884,758	52	74,707	46	6	21	2.48
新潟県	2,431,396	39	62,343	37	2	13	3.00
富山県	1,111,602	13	85,508	11	2	7	1.86
石川県	1,173,994	18	65,222	16	2	11	1.64
福井県	821,589	12	68,466	9	3	8	1.50
山梨県	884,531	13	68,041	11	2	9	1.44
長野県	2,196,012	31	70,839	26	5	21	1.48
岐阜県	2,107,293	26	81,050	18	8	14	1.86
静岡県	3,091,578	43	71,897	51	▲8	17	2.53
愛知県	5,039,401	73	69,033	68	5	26	2.81
三重県	1,867,166	20	93,358	25	▲5	21	0.95
滋賀県	1,380,343	23	60,015	18	5	13	1.77
京都府	1,172,759	22	53,307	21	1	14	1.57
大阪府	6,188,234	124	49,905	119	5	35	3.54
兵庫県	4,064,992	63	64,524	62	1	30	2.10
奈良県	1,421,367	23	61,799	17	6	13	1.77
和歌山県	1,036,061	17	60,945	17	0	12	1.42
鳥取県	606,947	18	33,719	16	2	9	2.00
島根県	742,135	13	57,087	12	1	11	1.18
岡山県	1,957,056	30	65,235	27	3	16	1.88
広島県	1,722,167	25	68,887	23	2	38	0.66
山口県	1,492,575	26	57,407	22	4	11	2.36
徳島県	809,974	15	53,998	14	1	9	1.67
香川県	1,012,261	22	46,012	20	2	11	2.00
愛媛県	1,467,824	23	63,818	20	3	6	3.83
高知県	796,211	15	53,081	15	0	5	3.00
福岡県	2,655,022	45	59,000	41	4	16	2.81
佐賀県	866,402	10	86,640	11	▲1	5	2.00
長崎県	1,478,630	24	61,610	23	1	10	2.40
熊本県	1,842,140	28	65,791	27	1	8	3.50
大分県	1,209,587	22	54,981	16	6	11	2.00
宮崎県	1,152,993	18	64,055	12	6	15	1.20
鹿児島県	1,753,144	21	83,483	17	4	8	2.63
沖縄県	1,360,830	29	46,925	23	6	8	3.63
札幌市	1,880,875	27	69,662	22	5	12	2.25
仙台市	1,024,947	15	68,330	14	1	13	1.15
さいたま市	1,176,269	15	78,418	12	3	7	2.14
千葉市	924,353	14	66,025	13	1	5	2.80
横浜市	3,579,133	51	70,179	48	3	15	3.40
川崎市	1,327,009	27	49,148	24	3	7	3.86
静岡市	700,879	11	63,716	0	11	2	5.50
名古屋市	2,215,031	38	58,290	32	6	8	4.75
京都市	1,474,764	33	44,690	33	0	8	4.13
大阪市	2,628,776	48	54,766	44	4	11	4.36
神戸市	1,525,389	26	58,669	25	1	11	2.36
広島市	1,154,595	16	72,162	15	1	5	3.20
北九州市	993,483	14	70,963	12	2	6	2.33
福岡市	1,400,621	17	82,389	19	▲2	6	2.83
合計	127,756,815	1,989	64,232	1,813	176	873	2.28

A 平成17年10月1日 国勢調査(概数)

児童相談所設置市が行う主な事務について

○ 児童相談所設置市が行う主な事務について

児童福祉法第59条の4第1項により、児童相談所設置市が行う事務は、現行、児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律及び少年法上、指定都市が行っている事務を行うものとする。

具体的には、以下の通り。

<児童福祉法関係>

- ・ 児童相談所の業務（法第12条）
- ・ 里親の認定（法第6条の3）
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業（法第21条の9の2）
- ・ 要保護児童の保護措置等（法第25条、第26条）
- ・ 児童福祉施設の設置の認可等（法第35条）
- ・ 児童自立支援施設の設置（令第36条）
- ・ 都道府県が支弁する費用に関する事務（児童相談所に要する費用等）（法第50条）

<児童虐待の防止に関する法律関係>

- ・ 児童虐待に係る通告又は送致を受けた場合の児童相談所長の安全確認の努力義務、必要に応じた一時保護（法第8条）

<少年法関係>

- ・ 児童福祉法の適用がある少年について、強制的措置を必要とするときの家庭裁判所送致（法第6条第3項）

本号で公布された 法令のあらまし

◇海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四九号）（農林水産省）

1 まごがれいについて、その保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定する第二種特定海洋生物資源とすることとした。（第二條関係）
2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三五〇号）（厚生労働省）

1 児童福祉法第五九条の四第一項により、政令で定めることとされている児童相談所設置市は、横須賀市及び金沢市とすることとした。
2 児童福祉法第五九条の四第一項により、児童相談所設置市が処理する事務の範囲を定めることとした。
二 地方自治法施行令の一部改正関係（第二條関係）
地方自治法施行令の規定について、所要の整備を行うこととした。
三 児童虐待の防止等に関する法律施行令の一部改正関係（第三條関係）
児童虐待の防止等に関する法律第一六条の規定により、児童相談所設置市が処理する事務の範囲を定めることとした。
四 この政令は、平成一八年四月一日から施行することとした。

政 令

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年十一月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三四九号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第二條第七項の規定に基づき、この政令を制定する。
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成八年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。
第二條中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 まごがれい

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 中川 昭一
内閣総理大臣 小泉純一郎

児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年十一月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三五〇号

児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
（児童福祉法施行令の一部改正）
第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第四十五條の次に次の二條を加える。

第四十五條の二 法第五九条の四第一項の政令で定める市は、横須賀市及び金沢市とする。
第四十五條の三 法第五九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七條、第九條、第十一条から第十三条まで及び第十五條の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六條から第二十條までの規定による保育士の登録等、児童相談所設置市が行う法第三十四條の三第一項に規定する障害児相談支援事業等（以下この条において「障害児相談支援事業」という。）に係る法第三十四條の四の規定による質問等及び法第三十四條の五の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六條の規定による質問等及び第三十八條の規定による検査、法第五十六條の七の規定による支援並びに法第五十九條の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中「都道府県」に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用するものとする。

前項に定めるもののほか、児童相談所設置市は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により、都道府県が処理することとされている児童福祉に関する事務を処理するものとする。この場合においては、同法中「都道府県」に関する規定は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用するものとする。

児童相談所設置市の市長は、第一項の規定により法第二十一条の九の四第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同条第三項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。
第一項及び第二項の場合においては、児童相談所設置市は、第六項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、法第八條第三項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

第一項及び第二項の場合においては、前項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。
第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八條第七項、第二十九條第六項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。

第一項及び第二項の場合においては、法第十條第二項及び第三項、第十八條第一項及び第三項、第五十四條並びに第五十五條の規定は、適用しない。
第一項及び第二項の場合においては、法第十二條第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と、法第十三條第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、法第十八條第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第三十條第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、法第三十四條の三中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四條の四第一項及び第三十四條の五中「障害児相談支援事業等を行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十五條第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十六條第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童

と、法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（児童相談所設置市を除く。）」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

児童相談所設置市がその事務を処理するに当たっては、法第三十四条の四第一項の規定による障害児相談支援事業等についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の五の規定による障害児相談支援事業等の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
第七十四條の二十六第一項中「並びに同法第五十六條の七の規定による支援」を、「同法第五十六條の七の規定による支援並びに同法第五十九條の四第三項の規定による勧告等」に改める。
第七十四條の四十九の二第一項に次の一号を加える。

十九 児童福祉法第五十九條の四第三項の規定による勧告等に関する事務
（児童虐待の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）の一部を次のように改正する。
本則中「児童虐待の防止等に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（指定都市の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九條の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、法第六十六條の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、法中都道府県に関する規定は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（許可、認可、措置等の効力）

第二条 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の三及び第三条の規定による改正後の児童虐待の防止等に関する法律施行令第二条の規定により、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二の規定により定められた児童相談所設置市の市長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の市長等の行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の市長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

総務大臣 竹中 平蔵
厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

平成17年度市町村児童家庭相談業務状況調査結果について【概要】

(平成17年6月調査)

平成17年4月1日に改正児童福祉法が施行され、市町村は児童家庭相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととされたところである。

このため、制度施行直後の状況を把握するため、平成17年6月1日現在の市町村児童家庭相談業務の状況を調査したものである。

(参考)

市区町村数 2,399市区町村(平成17年6月1日現在)

1 相談窓口の設置場所

児童家庭相談に関する市区町村の主たる相談窓口は

- ・ 市区町村児童福祉主管課 1,128市区町村(47.0%)
- ・ 市区町村児童福祉・母子保健統合課 743市区町村(31.0%)
- ・ 福祉事務所(家庭児童相談室) 282市区町村(11.8%)
- ・ 市区町村母子保健主管課 121市区町村(5.0%)

と続いている

2 相談に従事する職員

児童家庭相談に従事する担当職員数は全国で6,951名

- ・ うち正規職員 5,306名(76.3%)

また、専任・兼任の別に見ると

- ・ 専任職員 2,016名(29.0%)
- ・ 兼任職員 4,935名(71.0%)

さらに、職種別に見ると

- ・ 一般行政職 2,544名(36.6%)
- ・ 保健師、助産師、看護師 1,751名(25.2%)
- ・ 教員免許を有する者 754名(10.8%)

と続いている

3 相談担当職員の研修受講状況

担当職員の改正児童福祉法に関する研修の受講状況は、

- ・ 受講 1,403市区町村(58.5%)
- ・ 未受講 996市区町村(41.5%)

となっている

4 会議の開催状況

受理会議の開催状況は、

- ・ 開催 1, 238市区町村 (51.6%)
- ・ 不開催 1, 161市区町村 (48.4%)

また、ケース検討会議の開催状況は、

- ・ 開催 1, 448市区町村 (60.4%)
- ・ 不開催 951市区町村 (39.6%)

となっている

5 夜間・休日の対応

夜間・休日の対応状況は、

- ・ 対応している 1, 167市区町村 (48.6%)
- ・ 対応していない 1, 232市区町村 (51.4%)

となっている

6 外部人材の活用

外部人材を活用し、助言を受けているか否かの状況は、

- ・ 助言あり 276市区町村 (11.5%)
- ・ 助言なし 2, 123市区町村 (88.5%)

となっている

7 都道府県からの後方支援（複数回答）

各市区町村が受けている、都道府県（児童相談所等）からの支援の内容は、

- ・ 児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施
1, 452市区町村 (60.5%)
- ・ 児童相談所等の職員による必要な情報の提供や助言
1, 397市区町村 (58.2%)
- ・ ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加
1, 007市区町村 (41.9%)

と続いている

8 業務マニュアル

業務マニュアルの作成状況は、

- ・ 作成済 1, 197市区町村 (49.9%)
- ・ 未作成 1, 202市区町村 (50.1%)

となっている

児童福祉司通信教育資格認定課程

目 的

児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格の取得を目的とするもの

実施機関

(社福) 全国社会福祉協議会中央福祉学院

指定研修

本課程は、児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣の指定を受けて実施する研修

修了資格

児童福祉法第13条第2項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了したものとする

対象者

都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者又は平成18年3月に卒業見込の者

※ ゴシック部分が平成18年度新たに追加された部分

受講期間

平成18年4月1日より1年間

(但し、学習期間は平成18年5月15日～平成19年1月31日まで、4学期制。また、面接授業(スクーリング)有)。

- ・第1学期 平成18年5月15日(月)～平成18年7月31日(月)
- ・第2学期 平成18年8月1日(火)～平成18年9月30日(日)
- ・第3学期 平成18年10月1日(日)～平成18年11月30日(木)
- ・第4学期 平成18年12月1日(金)～平成19年1月31日(水)
- ・面接授業(スクーリング)

期日：平成18年11月7日(火)～11月11日(土)(予定)

会場：(社福) 全国社会福祉協議会中央福祉学院

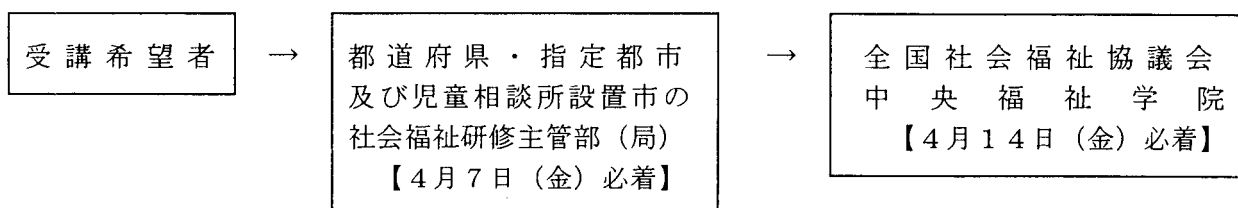
神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

JR横須賀線逗子駅、京浜急行新逗子駅より路線バスにて25分

受講料

65,000円(但し、面接授業出席時の交通費・宿泊費は含まず)

受講申込書提出期限



※ 平成18年度から新たに対象となる予定の、市町村職員分の申込み等については、各都道府県社会福祉研修主管部(局)が要綱の送付・取りまとめ等を行うこととなります。

「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」の開催について

【設置の目的】

児童家庭相談体制については、児童家庭相談に応じることを市町村の業務として明確にするとともに、都道府県（児童相談所）の役割を専門性を要する困難事例への対応や市町村の後方支援に重点化する改正児童福祉法が本年4月1日に施行されることとなった。

このため、先進地域における取り組みや各地域における取り組みの実態を踏まえつつ、今回の改正の趣旨に沿った地域における児童家庭相談体制のより一層の強化・充実に向けたあり方を展望するため、雇用均等・児童家庭局長の主宰による研究会を開催する。

【主な検討課題（案）】

○都道府県（児童相談所等）における児童家庭相談機能の強化

- ・市町村に対する后方支援
- ・必要な職員体制の確保、専門性の向上
- ・専門機関・職種との連携強化
- ・児童福祉施設、里親との連携・協働
- ・一時保護所のあり方 など

○市町村における児童家庭相談体制の整備

- ・必要な職員体制の確保、専門性の向上
- ・ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）による取り組み
- ・子育て支援サービスの活用による総合的支援の実施 など

○家庭児童相談室（福祉事務所）のあり方

- ・市家庭児童相談室のあり方（市町村児童家庭相談窓口との関係）
- ・都道府県（郡部）家庭児童相談室のあり方（児童相談所、保健所等との関係）

○都道府県（児童相談所等）と市町村との連携の推進

○関係機関との連携の強化

- ・保健所、市町村保健センター、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター等各種相談援助機関との連携
- ・学校、保育所、児童養護施設、里親、医療機関、児童委員等との連携
- ・民間NPO団体等との連携 など

【スケジュール（予定）】

- 2月に第1回会合を開催。以降、2か月に1～2回程度開催し、今年夏をめどに中間的な取りまとめを行い、年内を目途に報告書を取りまとめ。

今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」開催状況

○第1回 平成17年2月2日(水)

- ・青森県の児童家庭相談体制(佐藤委員から説明)
- ・三重県の児童家庭相談体制(上廣委員から説明)
- ・自由討議

○第2回 3月14日(月)

- ・児童相談所から見た児童家庭相談体制および連携上の課題①(主に児童家庭相談体制)

○第3回 4月15日(金)

- ・児童相談所から見た児童家庭相談体制および連携上の課題②(主に関係機関との連携)

○第4回 5月20日(金)

- ・児童相談所から見た児童家庭相談体制および連携上の課題③(主に市町村との連携)
- ・児童相談所と市町村の連携に関する論点整理

○第5回 6月17日(金)

- ・市町村における取組
(相模原市・江成委員、横須賀市・高橋委員、水巻町・小野委員から説明)
- ・自由討議

○第6回 7月22日(金)

- ・「中間的な議論の整理」について

◎8月11日(木)「中間的な議論の整理」公表

○第7回 9月12日(月)

- ・市町村における児童家庭相談体制の整備

○第8回 10月12日(水)

- ・市町村における児童家庭相談体制の整備②

◎11月～12月 市町村実情調査

○第9回 12月21日(水)

- ・市町村における児童家庭相談体制の整備③

○第10回 平成18年2月2日(木)

- ・研究会報告書の取りまとめに向けて

○第11回 平成18年3月23日(木)

- ・研究会報告書の取りまとめ(予定)